

健康診査及び保健指導等に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

締結日 : 年 月 日

(甲) (乙)

名古屋市東区泉一丁目 23-36

トヨタ販売連合健康保険組合

理事長 白野 哲

甲と乙は、甲が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する人間ドック事業、また被保険者の健康増進を目的とした各種保健事業と、乙が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導等の共同推進を目的に以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

本覚書の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後に電子署名を施し、各々その電磁的記録を保管する。なお、本覚書の有効期間は、年 月 日から年 月 日とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに甲・乙いずれからも異議の申し出がない場合はさらに、1年間継続するものとし、以後も同様とする。

1. 目的

被保険者の健康増進のため、甲及び乙の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進する事業

上記目的を達成するため、甲及び乙は共同で実施する事項について以下の通り定め、各々の事業を推進する。

- (1) 健診の実施、健診結果の共有および事後フォロー
- (2) 健診受診者に対する健康年齢通知によるヘルスリテラシー向上
- (3) リスク保有者に対する特定保健指導、重症化予防プログラム、若年層向けプログラムの実施および事後フォロー
- (4) 喫煙者に対する禁煙支援プログラムの実施および事後フォロー

3. 留意事項

利用目的を上記の共同推進する事業に限定し、甲及び乙は、各々実施する健診の結果及

び各種保健事業で入手した情報を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、別紙「コラボヘルス推進のお知らせ」の内容の被保険者への周知を徹底する。

4. 個人情報の提供及び管理、廃棄処分

甲及び乙は、互いに提供される健診結果等の情報が秘匿性の高い個人情報であることを認識し、各々の個人情報保護に関する規定に基づき必要な個人情報保護対策を講じたうえで、相手方への提供、管理、廃棄処分を行うものとする。

また、甲及び乙は、本覚書に記載の事項を双方の役職員に遵守させ、当該役職員の退任、退職後についても個人情報の秘密保持義務を遵守させる。

なお、本覚書に定めのない事項、及びその他疑義が生じた際は、その都度双方協議の上、定める。